杉並区障害者グループホーム設置・運営ガイドライン 作成委員会設置要綱

平成 21 年 2 月 日 杉 並 第 61898 号

(設置)

第1条 障害者を対象とするグループホーム・ケアホーム(以下「グループホーム」という)を整備していくにあたり、サービスの質の確保等を図ることを目的とした「グループホームの設置・運営に関するガイドライン」を作成するため、グループホーム設置・運営ガイドライン作成委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1) グループホーム設置・運営ガイドラインの作成に関すること。
 - (2) その他区長が必要と認める事項

(構成)

- 第3条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。
 - (1) 学識経験者 1人
 - (2) グループホーム利用者 3人以内
 - (3) 相談支援及びサービス事業者の代表 7人以内
 - (4) 障害者施策課長 1人
 - (5) 障害者生活支援課長 1人
 - (6) 福祉事務所担当課長 1人
 - (7) 福祉事務所職員 2人以内

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期はグループホーム設置・運営ガイドラインの作成終了までとする。 (委員長)
- 第5条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故がある場合は、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員長は委員会を招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部障害者施策課及び障害者生活支援課において処理する。

(個人情報の保護)

第8条 委員会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に十分留意するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成21年2月 日から施行する。
- 2 この要綱は、所掌事務の終了をもって廃止する。